

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	44		
総 務 文 教 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 8 年 6 月 1 9 日 (金)	開会 閉会	午前 9 時 0 0 分 午前 1 1 時 2 2 分	会場 須崎市総合保健福祉センター 2 階 会議室 1
出席者	委 員 長 大崎 宏明 副委員長 海地 雅弘 委 員 杉山 愛子 委 員 松田 健 委 員 佐々木 學 委 員 山本 啓介 委 員 土居 信一			
市側出席者	副 市 長 (梅原健一郎) 会計管理者兼会計課長 (濱崎 守央) 総 務 課 長 (松浦 すが) 企画情報課長 (堅田 典寿) プロジェクト推進室長 (岡田 進一) 元気創造課長 (小川 智義) 文化スポーツ・観光課長 (廣見 太志) 人権交流センター所長 (松浦 永治) 防 災 課 長 (楠瀬 晃) 税 務 課 長 (高橋 正恭) 教 育 長 (押田 貴久) 学校教育課長 (森光 和明) 生涯学習課長 (福本 博一) 子ども・子育て支援課長 (青木 裕子)			
	【事務局】局長：久万 敏幸 次長 松本 佐和			
欠席者	なし		記録者	松本 佐和
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 4 4 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 4 6 号 須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について			原案可決	
市議案第 4 8 号 須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第 4 9 号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第 5 0 号 専決処分の承認について《分 割》			原案承認	
市議案第 5 1 号 専決処分の承認について			原案承認	

市議案第 5 4 号 令和 8 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）につ
いて《分 割》

原案可決

市議案第 5 9 号 財産の取得について

原案可決

市議案第 6 0 号 財産の取得について

原案可決

市議案第 6 1 号 指定管理者の指定について

原案可決

（2）請願・陳情について

陳 情第 2 8 号 ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための意
見書採択のお願い

継続審査

（3）その他

総務文教常任委員会記録《令和 8 年 6 月 19 日》

○午前 9 時 00 分 開会

~~~~~

○大崎委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係ない質問は控えるようお願いいたします。そして、休憩中の執行部への長時間の質問につきましても極力控えるようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、総務文教委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第 44 号 専決処分の承認について

○大崎委員長＝まず、市議案第 44 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○高橋税務課長＝市議案第 44 号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。議案書 1 ページから 13 ページでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布、翌 4 月 1 日に施行となったことに伴い、須崎市税条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、御報告を申し上げるとともに、承認をお願いするものであります。

主な改正内容といたしましては、令和 8 年度税制改革大綱に基づき、個人住民税における給与所得控除の引上げや、自動車税、軽自動車税における環境性能割の令和 7 年度末での廃止、物価指数等の上昇を踏まえて、固定資産税の免税点を令和 9 年度以後の課税分から引き上げることなど、地方税法等の改正に伴い、須崎市税条例に所要の改正を行う内容となっております。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。第 18 条の 3 及び第 19 条の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、「種別割」の文言を「軽自動車税」に改めるとともに、条例内の引用条項の文言を削除する改正であります。

第 3 3 条の改正につきましては、所得割の課税標準に関する法改正に伴うもので、第 3 4 条の 7 の改正につきましては、寄附金税額控除に係る法改正に伴う引用条項のずれを改める内容となっております。

第 3 6 条の 2 及び第 3 6 条の 3 の 2 の改正につきましても、法改正に伴う条項のずれを改めるもので、第 3 6 条の 3 の 3 に係る改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う条項の追加となっております。

4 ページ下段の第 6 3 条の改正につきましては、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産に係る免税点を 1 5 0 万円から 1 8 0 万円にそれぞれ引き上げるもので、令和 9 年度以後の固定資産税から適用となります。

第 8 0 条から 5 ページ下段の第 9 1 条までの改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税「種別割」を「軽自動車税」とする法改正に合わせまして、条例内の軽自動車税に関する条項において、用語の変更をはじめ、所要の改正を行う内容となっております。

附則第 6 条から次のページ中ほどの附則第 9 条の 2 までの改正につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の期間の延長や、復興特別所得税の課税期間の延長をはじめとする、個人市民税に係る控除額の特例や経過措置等について、法改正に合わせて所要の改正を行うものであります。

附則第 1 0 条の 2 から 8 ページ末尾の附則第 1 0 条の 5 までの改正につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告をはじめとする固定資産税に係る手続等について、法改正に合わせて所要の改正を行う内容となっております。

9 ページ 1 行目の附則第 1 5 条の 2 から附則第 1 6 条の 2 までの改正につきましても、軽自動車税の環境性能割廃止に伴う文言の修正などの所要の改正を行うものであります。

附則第 1 6 条の 3 から 1 0 ページ末尾の附則第 2 0 条の 2 までの改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例や、特定暗号資産等に係る個人の住民税の課税の特例に関する条項の新設などが主な改正内容となっておりまして、加えて、法改正に伴い条例内で引用している地方税法の条項に関する文言や、条例内の条ずれなどに対し所要の改正を行う内容となっております。

また、このたびの須崎市税条例の一部を改正する条例の附則といたしまして、第 1 条において、施行期日といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することを定めるとともに、ただし書の第 1 号から第 4 号におきまして、そのほかの施行日として、令和 9 年 1 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 1 0 年 1 月 1 日並びに金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属す

る年の翌々年の 1 月 1 日のそれぞれの日に施行する条項を定めております。

また、附則第 2 条におきまして、市民税に関する経過措置を、附則第 3 条におきまして、固定資産税に関する経過措置を、附則第 4 条におきまして、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 46 号 須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第 46 号須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝おはようございます。

市議案第 46 号須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例についてにつきまして御説明いたします。

まず、開会日に当議案の正誤表を配付しております。おわび申し上げますとともに、あわせて御確認いただきますようお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。議案書 17 ページから 22 ページでございます。

本条例案は、現在、神田地区マルナカ須崎店南東に整備中であり、本年 7 月に完成、8 月に供用開始予定である須崎市立スケートパークの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

18 ページを御覧ください。まず、第 1 条の設置では、アーバンスポーツに関する技術の向上並びに健康増進及び体力の維持を図るとともに、交流人口の拡大及び多世代交流を促進する拠点として、須崎市立スケートパークを設置することとしております。

第2条では、名称、愛称及び位置を、第3条及び第4条では、指定管理者による管理や行う業務について定めることとしております。

第5条では、利用時間及び休館日について、第6条では、管理棟会議室及び滑走可能エリアからなる有料施設に係る利用の許可について、19ページに移りまして、第7条では、許可を受けた有料施設の目的外利用等の禁止について、第8条及び第9条では、利用の取消し等の届出及び利用の許可の取消し等について、第10条及び第11条では、利用料金及び利用料金の減免について、第12条では、有料施設の占用利用の取消し、変更及び当日利用しなかった場合のキャンセル料について定めることとしております。

第13条では、利用者の責務について、20ページに移りまして、第14条及び第15条では、設置の制限、原状回復の義務について、第16条では、有料施設を占用利用する場合であっても、指定管理者が管理する上で必要である場合の立入りについて、第17条から第19条では、遵守事項、入場の制限、損害賠償について、21ページに移りまして、第20条では、スケートパークの運営について協議を行うための運営審議会の設置について、第21条では、委任について定めることとしております。

なお、附則1としまして、この条例の施行期日は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとし、附則2では、供用開始に当たっての準備行為は、条例施行前であっても公布の日以降に実施できることとしております。また、附則3といたしまして、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の別表に、本条例案の第20条に規定しております運営審議会委員の報酬を追加する改正を行うこととしております。別表第1では、第5条の利用時間について、別表第2では、第10条の利用料金の上限について定めることとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝当然、学校関係者、小学生、中学生、高校生、地元の利用者が多く利用してもらえたらという思いの施設で、最近の学校の動向でいうと、川へ行っただけませんか。スケートパークに関して、もちろん危険が伴うとは思いますが、そこが非常に学校で、プールの事故とはまた別の考え方あるにしても、どういった形で行政が造った施設を子どもたちが、危険は伴いながら、できるかというところを、危ないけれども、ちゃんとヘルメットを装備をして、けがはあるけれども、どういうふうにご利用するかというところの協議なんかはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝委員御指摘のとおり、当然、ローラースポーツというものはやはり危険が伴うということは承知はしております。今のところ、指定管理予定である相手方との話の中で、ルールをいろいろ決めておりまして、その中で、まず、中学生以下につきましては、ヘルメット着用義務を課そうとしております。それ以上の者につきましては、ヘルメット、防具等は推奨という形を取りたいと思います。また、肘や膝のプロテクターでございますが、こちらについては、一応推奨という形をしておりますが、スケートパーク内でレンタルをする予定で今考えております。また、当然、管理者、スタッフ、常時 3 人程度は常駐するようにしておりまして、その者たちに定期的な見回り、そして、利用ルールの徹底を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝質問が悪かったかもしれませんが、学校側が指示をする。受け入れる施設を管理をする市役所側の体制は十分、先ほどの御説明で理解をするところなんです。学校に対して、学校とのどんな協議を利用に関してされているのか、お伺いをいたします。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝学校との協議というのはまだ行ってはおりませんが、以前、議員協議会でもいろいろ話があった、地域のクラブ活動、特に高校生につきましては、須崎総合高校、明德義塾の高校に、こういう地域クラブのこともまた検討いただけませんかというお話はさせていただいております。中学校のほうについては、まだ詳しい話はしておりませんが、一度、こういう施設ができるということ自体は、昨年やったかな、ちょっと忘れちゃったけど、教育委員会のほうで一度お話はさせていただきました。以上でございます。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

杉山さん。

○杉山委員＝よろしくお願いします。

初歩的かもしれないんですけど、利用料金のところなんですけど、ほかにこういう指定管理をしているところの施設の利用料金についてはどうかなと思って、スポーツセンターの同じようなこの条例を見てみたんですけど、そこでは、スポーツセンターの施設については、使用料というふうになっていて、利用料金というのもなく、その利用料金のほうは、カヌーだったり、何かそういう物品に関わるようなものに利用料金というふうに定められていて、施設自体は使用料というふうにされてたんですけど、スケートパークは施設を利用するイメージなんですけど、その文言は何か意図があって利用料金ということになっているのか教えてください。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝施設は、利用料金、使用料 2 つありまして、今、委

員言われましたように、スポーツセンターのほうは使用料と利用料金と 2 つのやり方をしております。また、当課が担当しておりますロゴスパークのほうは、同じく施設利用ですが、利用料金のほうで実施をしてしております。利用料金で実施することによりまして、まずは、料金の上限を条例で決めておりまして、実際の料金は指定管理者が定めて、それを市長が承認して、その利用料金で実施するといった形になっておりまして、利用料金につきましては、当然、施設の管理運営の資金に充てるといった形を取っております。以上でございます。

○大崎委員長＝副市長。

○梅原副市長＝少し補足させていただきますと、使用料というのは、市が直接運営できる施設に関して定めております。これについては、本条例第 3 条で、指定管理者に行わせるものとするになっておりますので、利用料しか定めがないということになってます。

○杉山委員＝よく分かりました。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 48 号 須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第 48 号須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝市議案第 48 号須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。議案書 25 ページ、26 ページになります。

本議案は、須崎市立吾桑交流会館会議室 1 に整備をしました冷暖房施設を利用者が使う際の使用料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書 26 ページ、別表の会議室 1 の冷暖房使用料につきまして、利用時間区分

あたり 100 円と設定するものです。

なお、附則としまして、この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行するものとして
います。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

市議案第 49 号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給 条例の一部を改正する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第 49 号須崎市長等の給料及びその他の給与並び
に旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝おはようございます。

市議案第 49 号須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を
改正する条例についてにつきまして御説明いたします。議案書 27 ページからで
ございます。

本議案は、市長、副市長、教育長の給与等について、現行では、給料、期末手当、
退職手当のみの支給としているところ、新たに住居手当を追加しようとするもので
ございます。

改正の理由といたしましては、広く専門的な知見や優れた指導力を有する人材を
確保する必要があり、転居を伴う場合などにおいて生活基盤の安定を図るため、一
般職員の手当の支給に準じ、住居手当を支給できるよう所要の改正を行おうとする
ものでございます。

28 ページの改正内容でございますが、第 2 条の給与において、住居手当を追加
し、第 2 条の次に第 2 条の 2 を加え、住居手当の額は一般職員の支給の例によるも
のとしたしております。

第 5 条の改正は、第 2 条の 2 を追加することによる文言の整理でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝確認までに総務課長。一応事情は説明のときにお伺いをして、理解をするところです。公布の日から施行するというので、本来、採用からそういったことに遡る必要があれば、それはしなくてもいい考えなのではないでしょうか。この附則のところに対して、配慮があってもいいんじゃないかなと思ったんですが。

○大崎委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝議員勉強会の際にもそういう御意見いただきました。条例、特に支給というところでは、議会の御承認をいただいた上で施行するのが本来の形であると考えております。なので、今回につきましては、適用を遡るのではなく、公布の日から施行することで、6 月からの手当の支給を考えております。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 50 号 専決処分の承認について《分割》

○大崎委員長＝続きまして、市議案第 50 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

順次、執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書 29 ページ、市議案第 50 号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 12 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11 億 5,

295万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億1,832万6,000円とするものでございます。

初めに、総務課所管分につきまして御説明いたします。

19ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、総務管理費更正減110万円につきましては、公共施設等の個別施設計画改定委託料の確定による減額、また、次の人事管理研修費更正減322万円は、決算の見込みによる減額、また、1行飛ばしまして、第5目財産管理費、市有財産管理費更正減1,040万円におきましても、市役所電気設備大規模工事費の確定等による減額でございます。

次のページ、一番下の行、第8目交通安全対策費の交通安全施設整備費更正減100万円は、決算の見込みによるものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。一番上の行、第5項統計調査費第1目統計調査総務費、国勢調査費更正減156万円につきましても、決算の見込みによる使用料及び賃借料の減額でございます。

続きまして、33ページでございます。第12款公債費につきましては、長期債償還元金170万円及び長期債償還利子4,090万円、一時借入金利子10万円の更正減となっております。

次に、6ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費補正でございますが、第2款総務費第1項総務管理費、交通安全施設整備費128万5,000円を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加をお願いするものでございます。

次に、7ページ、第4表地方債補正でございますが、公共事業等の限度額を2,690万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の限度額を5,140万円に、災害復旧事業の限度額を890万円に、緊急防災・減災事業の限度額を1億9,870万円に、辺地対策事業の限度額を1,930万円に、過疎対策事業の限度額を43億3,940万円に、緊急自然災害防止対策事業の限度額を1億2,690万円に、それぞれ減額し、限度額の総額を49億3,150万円から47億8,560万円に変更しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝会計課長。

○濱崎会計管理者兼会計課長＝おはようございます。

引き続き、会計課関係の補正内容について御説明申し上げます。

別冊補正予算書の19ページ、中段を御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第4目会計管理費の第11節役務費であります。振込手数料の決算見込みによりまして、102万6,000円の更正減となっております。

以上、よろしく願いします。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝おはようございます。

続きまして、企画情報課分につきまして御説明をいたします。

別冊補正予算書の 19 ページをお願いいたします。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費でございます。説明欄のほうを御覧ください。

1 行目の企画費更正減 133 万 9,000 円につきましては、企業版ふるさと納税マッチングイベント参加に係る旅費や、高幡広域市町村圏事務組合負担金など、事業費の確定及び決算見込みによるものです。

次に、20 ページをお願いいたします。説明欄の上から 2 つ目、新築住宅取得支援事業費更正減 700 万円につきましては、事業費の確定によるものです。

次に、4 つ目、少子化対策事業費更正減 550 万 1,000 円につきましては、須崎市結婚新生活応援事業費補助金の事業費確定によるものです。

続きまして、7 つ目、すさがすきさ奨学金返還支援事業費更正減 309 万 8,000 円につきましても、事業費の確定に伴うものです。

最後に、一番下のまち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金更正 3,000 万円につきましては、高知信用金庫から寄附をいただきました企業版すさがすきさ応援寄附金 3,000 万円の基金への積立てによる更正となります。

続いて、その下の項目、第 7 目情報管理費でございます。説明欄を御覧ください。情報管理費更正減 3,390 万円の内訳といたしましては、まず、委託料では、マイクロソフトオフィスの更新作業委託料などの事業費確定に伴い 1,548 万円を減額するもので、使用料及び賃借料では、住民情報システム使用料につきまして、ASP 住民情報システム使用料の事業費確定に伴い 1,690 万円を減額するもの、また、備品購入費につきましては、オンライン会議等で使用するパソコン及びスキナーの購入事業などにおける事業費の確定により 152 万円を減額するものとなっております。

次に、6 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正の追加の項目になります。一番下の第 13 款諸支出金第 1 項公営企業費、巡航船事業特別会計繰出金 160 万円につきましては、巡航船へのエアコン設置工事費につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから繰越しをするものであります。

以上となります。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝市議案第 50 号、令和 8 年 3 月補正のうち、元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の 19 ページ、第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費の説明欄のうち、2 行目、すさがすきさ応援事業費 6,550 万円の減額更正は、ふるさと納税の寄附金実績に基づき、ポータルサイト手数料及び委託料の精算に伴うものでございます。

次に、すさがすきさ応援基金積立金4,468万5,000円の増額更正につきましては、ふるさと納税の寄附金実績に基づくものでございます。

次に、移住促進等集落維持・再生事業費689万7,000円の減額更正は、地方創生移住支援事業補助金などの交付実績に基づくものなどとなっております。

次に、地域おこし協力隊費2,602万9,000円の減額更正のうち、元気創造課所管分は1,923万円の減額となりますが、これは、委託型地域おこし協力隊5名の着任を予定していたところ、年度途中から1名の着任となったことによる委託料の減額などによるものでございます。

次に、集落支援員配置事業費5万円の減額更正は、集落支援員の県外出張がなかったため、旅費の不用によるものとなっております。

次に、20ページ、マスコットキャラクター事業費320万円の減額更正につきましては、株式会社クリーブラッツとの訴訟に係る弁護士委託料の実績などによるものでございます。

3つ飛ばしまして、企業等誘致促進事業費5,500万円の減額更正につきましては、制度を適用した企業がなかったことによるものでございます。

次に、説明欄、下から2つ目、女性活躍推進事業費1,000万円の減額更正につきましては、日本シングルマザー支援協会に対する委託業務及び補助事業の実績によるものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費の1行目、商工振興費270万円の減額更正につきましては、須崎市事業継続拡大支援補助金の実績及び空き店舗対策事業費補助金の活用がなかったことによるものでございます。

次に、須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業費5万円の減額更正につきましては、ふるさと納税によるクラウドファンディングを活用した補助事業を見直し、別の補助事業の創設を検討することとなったことによるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝市議案第50号専決処分の承認について、プロジェクト推進室所管分について御説明いたします。

議案書29ページ、別冊令和7年度須崎市補正予算書、令和8年3月補正の19ページでございます。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、説明欄、地域おこし協力隊費の2,602万9,000円の減額更正のうち、プロジェクト推進室所管分の減額は386万6,000円となっております。こちらは、事業費の確定によるものでございます。

次のページに移りまして、プロジェクト推進事業費68万円につきましては、事業費確定による減額更正でございます。

続いて、釣りバカシティブロジェクト推進事業費の 153 万円につきましては、事業費確定による減額更正でございます。以上です。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝続きまして、文化スポーツ・観光課所管分について御説明申し上げます。

別冊補正予算書 19 ページをお願いいたします。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費でございます。下から 2 つ目の地域おこし協力隊費更正減 2,602 万 9,000 円のうち、当課所管分 163 万 3,000 円につきましては、当初 2 名分の雇用を見込んでおりましたが、1 名のみの雇用となったため、活動費等の減額更正を行うものでございます。

続きまして、20 ページをお願いいたします。前ページから続きます第 6 目企画費でございます。上から 8 つ目のカヌー推進事業費更正減 5 万円、10 個目のホストタウン推進事業費更正減 7 万円及び、11 個目の野外体験施設運営費更正減 30 万円につきましては、いずれも事業費確定により減額更正を行うものでございます。

続きまして、27 ページをお願いいたします。第 7 款商工費第 1 項商工費第 3 目観光費でございます。観光費更正減 346 万円につきましては、令和 7 年度における負担金及び、実施いたしました各種補助事業の事業費確定により減額更正を行うものでございます。

続きまして、31 ページをお願いいたします。第 10 款教育費第 4 項社会教育費第 5 目文化会館運営費でございます。文化会館運営費更正減 795 万 1,000 円のうち、委託料としまして、令和 7 年度市民文化会館指定管理費等の決算額確定によります 530 万円の減額更正と、令和 7 年度に施工いたしました屋上防水改修工事費の確定によります 265 万 1,000 円減額更正を合計したものでございます。

続きまして、33 ページをお願いいたします。第 11 款災害復旧費第 3 項文教施設災害復旧費第 2 目社会教育施設災害復旧費でございます。現年発生単独災害復旧費更正減 200 万円につきましては、令和 7 年度におきまして、当該予算を使用する災害復旧及び修繕等はありませんでしたので、減額更正を行うものでございます。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝続きまして、防災課です。

21 ページをお開きください。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 12 目防災対策費 4,486 万 3,000 円の減額補正の内訳としまして、防災対策費の 104 万円は、当初予定しておりました防災用消耗品等の更正減となっております。

次の自主防災組織活動支援事業費 150 万円につきましては、各自主防災組織への補助事業完了による更正減となっております。

次に、木造住宅耐震化促進事業費 4 7 6 万 5, 0 0 0 円ですが、耐震改修工事に係る事業完了による負担金補助及び交付金の更正減であります。

次に、都市防災総合推進事業費の 5 6 0 万円とブロック塀等耐震対策事業費 6 9 8 万 8, 0 0 0 円は、それぞれ事業費の確定による更正減でございます。

次に、老朽住宅等除却事業費の 2, 4 0 4 万 1, 0 0 0 円につきましては、国費配分額に対する事業費減額分の更正でございます。

次に、2 9 ページに移りまして、第 9 款消防費第 1 項消防費第 1 目常備消防費の 1, 0 6 9 万円につきましては、高幡消防組合負担金 9 0 0 万円と自家給油施設管理費 1 6 9 万円が事業費の確定による更正減であります。

次に、第 2 目非常備消防費 9 0 5 万円につきましては、非常備消防費の事業費確定による更正減となっております。

次に、6 ページへ戻りまして、第 2 表繰越明許費補正の追加でございますが、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、地域防災緊急整備事業費 7 0 4 万円は、国の交付金事業で避難所用エアートントを繰り越しして整備するものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○大崎委員長＝税務課長。

○高橋税務課長＝それでは、税務課所管分について御説明申し上げます。

別冊補正予算書の 2 1 ページでございます。第 2 款総務費第 2 項徴税費第 1 目税務総務費の更正減 1 2 0 万円につきましては、令和 7 年度地方税共同機構負担金の決算見込みによる負担金補助及び交付金の更正減でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝学校教育課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書 2 9 ページでございます。第 1 0 款教育費第 1 項教育総務費第 2 目事務局費で 6 4 6 万円のうち、学校教育課所管分は 4 0 6 万円の減額更正です。

説明欄を御覧ください。学資金貸付金 3 0 万円の減額は、貸付金の確定による減額更正です。

使う・伝える・心をつなぐ情報教育推進事業費 5 6 万円の減額は、I C T 教育研修会の講師旅費の不用による減額更正です。

外国語教育推進事業費 6 0 万円の減額は、J E T 会費の確定による減額更正です。

子ども第三の居場所事業費 1 6 0 万円の減額は、てくテックすさき運営委託料等の決算見込みによる減額更正です。

新しいすさきの学び推進事業費 1 0 0 万円の減額は、使用料の決算見込みによる減額更正です。

次に、第 2 項小学校費第 1 目学校管理費 1, 9 8 8 万 5, 0 0 0 円の減額更正です。

説明欄を御覧ください。小学校管理費 340 万円の減額は、電気料とスクールバス運行委託料の決算見込みによる減額更正です。

遊べる学べる環境整備事業費 1,648 万 5,000 円の減額は、小学校の遊具整備事業の見直しによる減額更正です。

次の第 2 目教育振興費の 220 万円の減額更正は、要・準要保護児童扶助費の決算見込みによる減額更正です。

次に、第 3 項中学校費 670 万円の減額更正は、その内訳は、第 1 目学校管理費 270 万円は、スクールバス運行委託料の決算見込みによる減額更正です。

第 2 目教育振興費 300 万円は、要・準要保護生徒扶助費の決算見込みによる減額更正です。

第 3 目学校建設費 100 万円は、学校施設環境改善交付金事業費で、中学校の給食受入れに伴う工事の委託料の事業確定による減額更正です。

次に、32 ページ、第 5 項保健体育費第 2 目学校給食費 565 万 4,000 円の減額です。説明欄を御覧ください。

給食センター運営事業費 130 万円の減額更正は、調理用備品等の購入費の確定による減額更正です。

学校給食運営事業費 300 万円の減額更正は、学校給食残飯処理委託料の決算見込みと給食用備品購入費の確定による減額更正です。

笑顔になる給食充実事業費 135 万 4,000 円の減額は、燃料費、給食材料費の決算見込みによる減額更正です。

次に、ちょっと飛びまして、33 ページ、第 11 款災害復旧費第 3 項文教施設災害復旧費第 1 目公立学校施設災害復旧費は、不用となりました予算 1,000 万円の減額です。

次に、6 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正の追加です。第 10 款教育費第 1 項教育総務費、事務局費 258 万 6,000 円、第 5 項保健体育費、給食センター運営事業費 46 万 7,000 円の繰越しでございます。事務局費は、薬品等廃棄処理委託業務が入札不調となったことから、事業を繰り越して行うことが生じたこと、また、給食センター運営事業費は、給食センターの机、椅子の備品の納入が遅れる見込みとなったことから、繰り越す必要が生じたので、追加をするものでございます。

次に、7 ページ、第 3 表債務負担行為補正の追加です。浦ノ内小学校屋内運動場地下水熱利用空調設備使用料は、高知ニューエナジー株式会社が浦ノ内小学校屋内運動場に整備した空調施設を継続的に使用するために、債務負担行為をしようとするものでございます。期間は、議決日から令和 17 年度までとし、限度額を 1,800 万円とするものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝市議案第 50 号、令和 8 年度 3 月補正のうち生涯学習課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の 19 ページ、20 ページとなります。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費のうち、20 ページ、説明欄の上から 6 つ目になりますが、集落活動拠点整備事業費につきまして、吾桑駅の改修に関する設計業務委託の入札減によりまして、委託料 120 万円を更正減するものでございます。

次に、31 ページを御覧ください。第 10 款教育費第 4 項社会教育費第 2 目公民館費の補正額 500 万円減の内容につきましては、地域自主組織運営事業費におけます指定管理委託料の実績の見込額により第 12 節委託料 500 万円を更正減するものとなります。

次に、第 4 目図書館費につきましては、図書館等複合施設建設のため、国の都市構造再編集中支援事業による対象経費 2 分の 1 の補助対象となるものを活用しておりますが、令和 7 年度分の交付額が減額決定されたことから、減額となった 2 億 4,639 万 9,000 円につきまして、財源を国庫支出金からその他として、施設等整備基金繰入金に財源更正するものでございます。

次に、6 ページに戻ります。第 2 表繰越明許費補正の変更につきまして、表の一番下になりますが、第 10 款教育費第 4 項社会教育費、事業名、文化財保存事業費につきましては、国の重要文化財である鳴無神社の防災施設の整備事業により、放水銃の水漏れ改修工事を行っていましたが、腐食部分が想定より進んでいることが分かり、追加で工事が必要となったことから、市の重要文化財等防災施設整備事業の補助額を増額するものでございまして、金額を 82 万 5,000 円に変更するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○青木子ども・子育て支援課長＝続きまして、子ども・子育て支援課所管分につきまして御説明いたします。

市議案第 50 号、別冊補正予算書の 23 ページを御覧ください。第 3 款民生費第 2 項児童福祉費第 1 目児童福祉総務費 2,170 万円の減額につきまして、説明欄を御覧ください。内訳としまして、児童福祉総務費更正減 241 万円は、通園バスの委託料の入札額減などによる不用額を減額更正するものでございます。

次に、子育て支援金支給事業費更正減 110 万円は、決算見込みに伴う更正減でございます。

次に、児童扶養手当事業費更正減につきまして、不用額 180 万円を更正減するものです。

次の子育て医療応援事業費更正減 690 万円、次のひとり親家庭自立支援給付事

業費更正減168万円、次のひとり親家庭医療費更正減147万円、次の母子生活支援施設保護事業費更正減119万円は、全て決算見込みによる減額でございます。

次に、子ども・子育て支援法による施設型給付事業費更正減220万円につきましては、公立保育園等に係る保育費用の年度分が固まったことにより不用分を減額するものです。

次に、子ども・子育て支援法による地域型給付事業費更正減220万円につきましては、小規模保育事業所における子どもの保育費用の給付に係る経費の減額更正でございます。

24ページに移りまして、保育士等就職等奨励金交付事業費75万円の減額につきましては、想定より交付決定者が少なかったため、減額更正するものでございます。

続きまして、第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童措置費の2,376万8,000円の減額について御説明いたします。

説明欄をお願いします。保育所等施設型給付費更正減1,530万円でございます。これは、須崎市保育協会の保育園5か所及び広域入所施設の運営に係る委託料でございますが、保育費用の年度分が固まったことにより不用分を減額更正するものであります。

次の児童手当給付費更正減600万円、次の多子世帯保育料軽減事業費更正減110万円は、ともに決算見込みによる減額でございます。

次の第2子認可外保育料等軽減事業費更正減136万8,000円でございます。認可外保育所に通う児童のうち、第2子の児童の保護者の申請により保育料を全額免除とするものでございますが、申請がございましたので、不用額を減額するものでございます。

続きまして、29ページをお願いします。第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費646万円の減額のうち、子ども・子育て支援課所管分。

説明欄、お願いします。上から2番目、子ども・子育て支援法による施設型給付事業費更正減240万円は、決算見込みによる減額でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費889万円の減額でございます。

説明欄を御覧ください。放課後児童クラブ推進事業費更正減340万円は、報償費で決算見込みによる減額でございます。

次の放課後子ども教室推進事業費更正減160万円も決算見込みによる放課後子ども教室活動推進員謝金や出前講座講師謝金等の報償費の不用分を減額するものでございます。

次のあさがお児童クラブ推進事業費更正減40万円、かわうそ児童クラブ推進事業費更正減30万円、なないろ児童クラブ推進事業費更正減45万円、ひまわり児

童クラブ推進事業費更正減 54 万円、あそう児童クラブ推進事業費更正減 30 万円は、全て決算見込みにより需用費を減額するものでございます。

次の放課後等子どもの居場所づくり事業費更正減 190 万円は、報償費で決算見込みにより減額するものです。

6 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正の変更では、第 3 款民生費第 2 項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業費につきまして、申請時期の関係で、給付が 4 月以降になる方の事業費として、繰越額を 549 万 8,000 円と変更するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山本さん。

○山本委員＝第 3 表債務負担行為補正の追加の部分で、学校教育課長から説明があった浦ノ内小学校屋内運動場地下水熱利用空調設備使用料のことなんですけど、高知ニューエナジー株式会社の設備を使用するということなんですけど、令和 17 年度までという、9 年間あるというのは、特に理由があるのでしょうか。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝お答えします。

この施設につきましては、高知ニューエナジー株式会社が造ってくれた施設でございます。10 年間を使用料で払いまして、その後につきましては、使用料は要らないよ、そのまま使えるというふうな状況でございます。

○大崎委員長＝山本さん。

○山本委員＝そしたら、10 年間ですかね、この期間に設定したということは、その後、もう譲り受けるという前提があるので、10 年という、そういう認識でいいのでしょうか。債務負担組むには長いなと思ったんで、そこをちょっと確認したかったんですが。

○大崎委員長＝学校教育課長、答弁できますか。

○森光学校教育課長＝この金額と期間につきましては、このような 10 年間というこ
とで設定しております。その後……。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午前 9 時 55 分 休憩

午前 9 時 55 分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁はそれで、補足はよろしいでしょうか。

暫時の間、休憩します。

午前 9 時 5 5 分 休憩

午前 9 時 5 7 分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

山本さん。

○山本委員＝あと、予算の財源のところで聞きたいんですけど、担当課長に聞いていいのか、予算なので、総務課長に聞いていいのかちょっと分からないんですけど、例えばですけど、防災対策費とかは、21 ページなんですけど、予算的には更正減になってるんですけど、財源の内訳としましては、国庫支出金、地方債が減って、一般財源が出てきてるという部分で、どういうことが起こってるのかなと、財源の部分は予算なんで、総務課かもしれませんけど、教えていただきたいと思います。防災だけじゃなくて、あと、文化会館の運営費とかも出てきてるので、ひょっとしたら過疎債が充たらんかって、シーリングがあったとか、そういうものなのかどうなのかなと思って、お聞きしたいと思いますが。

○大崎委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝お答えします。

委員がおっしゃるとおり、国庫補助金であったり、いろんなその財源というのが下がってきたことに伴いまして、一般財源を組む必要があったというふうな、それぞれがそうなんですけれども、それが過疎債とか、起債が充たらなかったという理由だけではなくって、国庫補助金なり、国、県の補助金の調整によるものだと考えております。以上です。

○大崎委員長＝山本さん。

○山本委員＝そしたら、事業減で補助金とかが充たらなかった部分を一般財源で補う必要が、起債も充たらずで、一般財源で補う必要が生じたという認識でよろしかったでしょうか。

○大崎委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝はい、そのとおりです。

○大崎委員長＝ほかに。

松田委員。

○松田委員＝防災課長にお聞きします。決算見込みに伴う更正減なので、どういう状況だったかを教えていただければと思いますが、老朽住宅等除却事業費の更正減が約 50%、当初予算で 5,000 万円上がって、165 万円の 30 件が予算の受け皿だったのが、非常にこれは今、須崎市内、需要がある、必要とされている事業の中で、国庫補助金が 4 分の 3 ある非常に有利な事業で、これぐらい更正減せざるを得なかった原因、御説明をお願いします。

○大崎委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝委員おっしゃるとおり、非常にこれ、国費が有利な事業でございまして、それに伴いまして、市のほうも、例年申請があった件数、大体 30 件程度なんですけど、それを当初予算から計上して運用しておりますが、後に、国の国費の配分が決定した中で、かなり令和 7 年度は低い交付決定やったということもありまして、半分程度の執行しかできなかったというのは現状でございます。ただ、非常に、委員おっしゃられるとおり、空き家対策、非常に問題大きくて、何とか事あるごとに国のほうに予算配分の増額の要望をしていきたいということで、市長にもそれは伝えているところでございますので、よろしくお願いします。

○松田委員＝よく理解しました。

これは、国のほうの配分の関係でということで、市民からは非常に要望も強い中で、要綱の規制緩和、老朽化が条件になっちゃうことで、なかなかクリアできないことが原因であれば、我々も国会議員、もしくは県会議員等々に政治的にお願いもしながら、拡大していただけるようお願いしたいと思います。

○大崎委員長＝まだ質疑応答中ですが、この際、10 分間休憩します。

午前 10 時 02 分 休憩

午前 10 時 11 分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の質問を受け付けします。

杉山さん。

○杉山委員＝補正予算書の 31 ページの図書館費の財源更正についてお聞きします。

国からの補助額が落とされたという御説明があったと思いますけれども、すごく大きな額なので、2 億 4,000 万円ほどの額が、本来計画として国が見てくれるというところが 25% 減額されたというのは、自治体にとっては大変困るのではないかなと思うんですけれども、何でそんなことがまかり通ってるのかなと思って。それは国のほうに言わないといけないことだと思うんですけれども、国のほうには、この減額された分の補填などは要請をしているのでしょうか。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝今回の都市構造再編集中支援事業の交付金の削減に対しましては、担当であります県の都市計画課へ、その内容につきまして照会をしました。令和 7 年度の事業分につきまして、全国規模で補助金の要望額の内示率というのを 89% であるということでして、そのうち、四国管内が全体的に 60% 程度と低めの内示率の傾向にあったというふうにお伺いしております。その中で、本市は、事業の最終年度であるということも考慮され、75% という配分をいただいたという

ふうに受け止めております。

このように、内示率が厳しくなっている最大の要因につきましては、箱物整備を進める自治体が全国で急増をしまして、予算の取り合いが生じているということで、昨年の高知県で開催されました研究会におきましても、国土交通省の本庁からも直接説明がなされたというところでございます。国土交通省の所管の予算につきましては、道路とか、河川、港湾といったインフラ整備から防災、まちづくりなど、非常に多岐にわたるということは、御承知のとおりですが、国におかれましても、この限られた財源の中で、地域の実情を考慮していただいて、最大限の配分をしてくださったのではないかと、それが実情ではないかと考えております。国への問合せはというところですけども、先ほどの説明のとおり、財源の中での最大の配分があったのではないかとということで、国とも協議をしました先ほどの背景でありますとか、全体のバランスを考慮しますと、現在、この結果について、国への個別の照会、異議の申立てというようなことは、今後の関係性につきましても得策ではないと判断をしまして、直接の問合せは行っておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝課長がおっしゃることも理解はできるんですけども、全国でそういう自治体があるというのは、各自治体、大変困ってるだろうなと思うところで、国がこの事業を採択というんでしょうかね、している以上、やっぱり保障されるべきじゃないかなというふうに思いますので、何か国に対して補填の要請などができればいいのかなと考えているんですが、意見書なんかを議会から上げていくというようなことができればいいのかなと思いますが、そういうことをしたらいいでしょうかね。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員、補足、お願いします。

○杉山委員＝質問でしたけれども、質問は取り下げます。意見として申し上げました。

○大崎委員長＝分かりました。

○杉山委員＝ちょっと不勉強なところもございました。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 5 1 号 専決処分の承認について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第 5 1 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝市議案第 5 1 号専決処分の承認についてにつきまして御説明申し上げます。議案書 3 0 ページでございます。

本議案は、令和 7 年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものであります。

別冊補正予算書の 3 5 ページをお願いいたします。令和 7 年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第 3 号）といたしまして、第 1 条で繰越明許費を定めております。

次に、3 6 ページ、第 1 表繰越明許費であります。第 1 款巡航船事業費におきまして、巡航船運航経費といたしまして、巡航船へのエアコン設置工事 1 6 0 万円を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、補正を行うものであります。

なお、本事業のエアコン設置につきましては、先日、工事が完了しておりまして、夏場の運航をはじめとして、年間を通じて快適に巡航船を御利用いただけるようになりましたので、ぜひ御利用いただければと思います。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 54 号 令和 8 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）について《分割》

○大崎委員長＝続きまして、市議案第 54 号令和 8 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書 33 ページ、市議案第 54 号令和 8 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）についてにつきまして、総務課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の 9 ページをお願いいたします。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費、人事管理研修費更正 153 万 4,000 円は、各課における課題解決のため、外部人材を活用することを目的に、副業人材マッチング支援事業を実施することとし、その委託費用を計上いたしております。副業人材とは、都市部の民間企業に勤務し、副業が可能な人材のことを示すもので、事業内容といたしましては、職員向けの副業人材活用セミナーの開催をはじめ、課題の洗い出しや副業人材とのマッチングなどを行うものでございます。

次に、第 9 目諸費、国庫返還金更正 58 万 6,000 円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の精算に伴う返還金の更正となっております。

続きまして、12 ページ、第 13 款諸支出金でございますが、水道事業会計繰出金として 2,000 万円の補正となっております。

次に、4 ページに戻っていただきまして、第 2 表地方債補正でございますが、過疎対策事業の限度額を 17 億 7,330 万円とし、起債総額で 5 億 4,500 万円増額の 20 億 390 万円に限度額を変更しようとするものでございます。以上でございます。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝市議案第 54 号、令和 8 年 6 月補正のうち、元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の 9 ページ、第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費の説明欄のうち、2 つ目、芸術のまちづくり事業費 300 万円の増額更正につきましては、現代地方譚の開催によるものでございます。

次に、2 つ飛ばしまして、中間管理住宅整備事業費 450 万円の増額更正につきましては、中間管理住宅に係る設計業務委託料を計上するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝プロジェクト推進室所管分につきまして御説明いたし

ます。

議案書 33 ページ、別冊令和 8 年度須崎市補正予算書、令和 8 年 6 月補正の 9 ページでございます。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費、プロジェクト推進事業費の 465 万円の内訳につきましては、多文化共生、大谷漁協プロジェクト、地域おこし協力隊のサポート立て直し、CO-IU や高知大学との連携、市営住宅の活用など、幅広い取り組みを支援していただくための地域力創造アドバイザー委託料として 432 万 3,000 円です。そして、おかしなサマースクール in 愛知への参加に要する旅費として 32 万 7,000 円でございます。

続きまして、地域おこし協力隊費更正の 793 万 4,000 円につきましては、大谷漁協、松田医薬品株式会社への委託型地域おこし協力隊費 2 名分でございます。こちらは、近年、野見湾では、物価高騰や魚病等の影響で養殖業者が減少しておりまして、今後数年で数件程度まで減少する見込みでございます。今回の地域おこし協力隊予算につきましては、大谷漁協、松田医薬品株式会社、須崎市の 3 者で協定を行い、大谷漁協のタイ養殖業者を増やす目的で導入するものでございます。具体的には、2 名の地域おこし協力隊を松田医薬品株式会社に派遣をし、現在、大谷漁協でタイ養殖を行っている事業者の応援並びに事業の習得、承継を行うものです。このことにより、大谷漁協のタイ養殖業者の増加及び漁場料の増益、また、松田医薬品株式会社については、事業者が増えることによつての事業拡大等が見込めます。また、県の新規就業者支援事業とのアクセスも考えておりまして、隊員が起業する場合の支援及び現事業者の指導料等の支援もできることと考えております。この取り組みが軌道に乗れば、市としては、大谷漁協のタイ養殖に限らず、可能であれば、カンパチ業者、また、野見漁協のほうにも拡大し、野見湾の養殖事業の再生を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、海のまちプロジェクト推進事業費の 436 万 2,000 円につきましては、川端にある元スーパーの隣地購入費でございます。以上でございます。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝学校教育課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の 11 ページでございます。第 10 款教育費第 1 項教育総務費第 2 目事務局費で、スクールバス購入事業費として 3,305 万 3,000 円の更正です。内訳としましては、スクールバス用の駐車場整備の工事請負費としまして 240 万 9,000 円、また、備品購入費として小中学校統合計画に基づく児童生徒の通学支援のスクールバスとして活用する 29 人乗りのマイクロバス 3 台の購入費 3,064 万 4,000 円でございます。内容としましては、整備する駐車場の場所は、市所有地である桐間南 216 番地でございます。当該土地には、樹木等があるので、これらを剪定した上で、砕石を敷き詰めて整備する予定です。ここには、今後、本課で管理するスクールバスを駐車できる十分なスペースが確保できる場所

でございます。また、マイクロバス3台の内訳につきましては、小中学校統合計画に基づき、安和地区からの1台、新莊地区からの1台、既存のスクールバスの予備車として1台でございます。

なお、統合計画による小学校統合までに、今後、5台のマイクロバス等の購入を計画しております。マイクロバスの納車までには1年程度を要すること、また、過疎対策事業債の対象となるため、令和9年度にまとめて借入れを行うと、他の過疎対策事業への影響を考慮し、今年度に3台を購入しようとするものでございます。

次に、第5項保健体育費第2目学校給食費で、給食用備品購入費として、多ノ郷小学校の牛乳保管庫の購入費でございます。当初の計画におきましては、既存の牛乳保冷庫を移設して活用する予定でございましたが、老朽化、設置条件等に不具合があり、移設が困難であることが判明したため、新たに購入するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝市議案第54号、令和8年6月補正のうち、生涯学習課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の9ページを御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費のうち、集落活動拠点事業費につきまして、吾桑駅の施設整備に関しまして、当初予算計上時より鉄筋や型枠、コンクリートといった建築費が大幅に増加したことによります整備工事費の1,689万6,000円計上しております。また、これに伴う工事に関する監理業務委託料も増加することから、161万7,000円を計上し、合わせて集落活動拠点事業費1,851万3,000円の更正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の12ページをお願いします。第10款教育費第4項社会教育費第4目図書館費の図書館等複合施設整備事業費2億4,650万円につきましては、令和8年3月補正で説明させていただきました国の都市構造再編集中支援事業の交付減額分につきまして、第16節公有財産購入費2億4,639万9,000円を計上し、また、これに要する需要費として10万1,000円を計上するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝プロジェクト推進室長にお伺いいたします。地域力創造アドバイザーの方の業務内容と予算額の根拠を教えてください。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝地域力創造アドバイザー業務を委託しますえれ株式会社代表取締役の安岡周総さんです。この方は、令和7年4月から総務省の地域力創

造アドバイザーを委嘱をされておりまして、また、同業務内容において、令和7年度から沖縄県竹富町、令和8年度から長野県の中川村にて活動実績がありまして、須崎市としても、令和6年度からアドバイザー活動として、多文化共生、地域おこし協力隊に係る日々のサポートを実施していただいております。根拠といたしましては、こちら資料がないんですが、向こうの業務内容の見積りから委託をさせていただいております。以上です。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝具体的な業務内容は。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝こちらは、先ほど御説明させていただきました多文化共生、大谷プロジェクトの地域おこし協力隊のサポートの立て直し、高知大学との連携、市営住宅の活用など、幅広い取り組みを支援していただくということで委託をしております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝分かりました。

そしたら、川端スーパー隣地の土地の購入についてですけれども、観光大型バスの駐車場整備のためということなんですけれども、観光バスがどの程度、利用が想定されているのかお聞きします。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝今回、隣地購入費として436万2,000円を上げておりますが、こちら購入することによって、現在、購入手続をしてる川端スーパーの間口が広がって、バスの出入りがスムーズになると、利活用がしやすくなるということでございます。そして、利用率につきましては、近年、須崎大漁堂、須崎のサカナ本舗ができて、よく旅行会社から昼食に使いたいという御連絡をいただくことがあります。その際、大型バスの駐車場がないということで断られることも度々ございます。最近では、須崎消防団屯所の前を我々職員がコーンで囲って昼食のときの駐車に対応しているところでございますが、こちらを購入すれば、昼食、また、イベント等でも、ツアーに対して対応ができるということで、実際、この土地がバスにして5から6台は優に置けるような土地でございます。そして、その利用率については、しっかり今後プロジェクトを進める上で、利用率が上がるような取り組みを考えていきたいと考えております。以上です。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝ちょっとその整備費なども多額がかかってくるんじゃないかと思うんですが、昼食時などでしたら、大体、観光のバスって、お客さんを降ろして、食事なんかされている間、どこかに、遠くまで止めに行ったりとか、あと、周遊したりとかって、回遊というんですかね、して対応されているバスも多くあるというふうに

聞いているんですけど、その駐車場を整備することの必要性というところを考えていて、例えば費用対効果を考えているんですけども、その駐車場整備をするに当たっては、川端スーパーも取壊しをした後に駐車場として整備が必要だと思うんですけども、取壊しの費用と駐車場整備に係る費用の想定額を、大枠で構いませんので、お教えいただければと思います。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝川端スーパー解体費用は、予想ですが、約 2, 3 3 5 万円、そして、解体後の舗装整備費ですね、そちらにつきましては、平方メートル当たり 1 万円程度を予想しております。なお、排水等の関係もありますことから、もう少し、1 万数千円とか、2 万円以内を想定をしております。以上です。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝最後、1 点お聞きします。ずっと観光のバスが止まっているということはなかなか考えにくいんですが、バスが使用しないときの市民の利活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝それも含めて、購入後、検討をしていきたいと考えております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝続きまして、学校教育課長によろしいでしょうか。

○大崎委員長＝どうぞ。

○杉山委員＝スクールバスの購入費が 3 台ということでお聞きをしましたが、安和小学区と新荘小学校区、あと、予備車が 1 台ということだったんですけども、この学校統合計画については、計画が示されたときに、安和小学校の存続を求める署名が、安和地区住民のおよそ 9 割の住民の署名とともに要望書が提出されていると認識をしています。また、安和小学校学校運営協議会からも、安和小学校の存続ということで意見書が市には届けられていると思いますが、学校統合は、地域住民の理解と協力を得て進めるべきであるということ……。

○大崎委員長＝杉山さんに申し上げます。今、スクールバスの購入の金額のことですので、今おっしゃってるのは、学校統合のことを言うてますので、ちょっと観点がずれていってますので、その辺気をつけてください。

○杉山委員＝大丈夫です。

ということなので、なので、住民の理解が得られていないんじゃないかと思うんですけども、でも、スクールバスをするということで、統合するということですので、その合意確認の前にバスの予算が計上されているということを疑問に思うんですが、市としては、安和地区の皆さんが統合に合意をされているという認識なんですか。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 39 分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝計画につきましては、安和地区に限らず、統合計画につきましては、説明を行った上で、策定、改定を行っているものです。これまでの経緯を踏まえ、一定の理解は得ていると考えております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝明確な答弁をいただきました。理解は得られているという御認識だということでございますが、やっぱり 9 割弱の存続を求める署名が上がっておりますので、説明会などを新たに開いて、合意確認をする前のバスの購入予算の計上ということですので、これは反対をさせていただきます。

○大崎委員長＝今、反対の意見が出ておりますが、この市議案第 54 号に対して、反対の意見を預かりました。

ほかに委員の皆様、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 59 号 財産の取得について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第 59 号財産の取得についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝市議案第 59 号財産の取得についてにつきまして御説明いたします。

議案書 39 ページでございます。本議案は、令和 8 年度図書館等複合施設図書資

料の購入につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

本事業は、新たに建設中の図書館等複合施設に整備するための図書購入につきまして、取得する財産を装備済み図書資料本体及び付随する書誌情報のデータとするものです。購入した図書には、図書システムに対応するためのバーコードや、貸出しや盗難に対応するためのＩＣタグの貼付、また、書籍を長期間保有するためのカバーなどを装備する必要があります。あわせて、図書システムへ書誌情報のデータを入力する必要があります。購入冊数が1万冊程度の見込みであることから、相当な作業が見込まれます。こうした一連の作業を一括して対応できるのは、株式会社図書館流通センターのみであることから、限度額を2,550万円として、契約を行いたいとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第60号 財産の取得について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第60号財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第60号財産の取得についてにつきまして御説明いたします。

議案書40ページでございます。本議案は、学校給食を自校で実施する方式校を取っている浦ノ内小学校、吾桑小学校及び上分小学校の3校におきまして、老朽化した厨房機器の更新に伴い機器を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

この厨房機器の取得につきまして、去る5月29日に指名競争入札を実施いたし

ましたところ、高知市潮新町2丁目9番15号、四国厨房器製造株式会社高知営業所が2, 100万円で落札いたしました。これに消費税を加えました2, 310万円で契約をしようとするものでございます。

なお、入札記録等につきましては、お手元にお配りしております資料を御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、今回更新する機器と、その理由について御説明いたします。今回購入する機器は、浦ノ内小学校が2槽シンク、ガス回転釜、ガス揚げ物機、食器消毒保管器など計6台、吾桑小学校がガス回転釜、ガス揚げ物機、食器消毒保管器、食器洗浄機など5台、そして、上分小学校がガス揚げ物機、ガス回転釜の3台でございます。これらの機器は、いずれも導入から30年以上が経過し、著しく老朽化していることから、更新するものでございます。主な理由としましては、まず、第一に安全性の確保でございます。ガス回転釜は、バーナーの経年劣化により不完全燃焼のリスクが生じており、2槽シンクや食器洗浄機は、外部の亀裂や破損により調理員がけがをする危険性があるためです。次に、衛生、稼働環境の維持でございます。食器消毒保管機の扉の不具合、一部漏電や水漏れなど、安全な調理、消毒工程に支障を来す可能性があるためでございます。そして、3つ目としましては、調理効率の向上でございます。これまでガス回転釜で代用しておりました揚げ物調理に、専用のガス揚げ物機を導入することで、作業の安全化と効率化を図るものでございます。以上、児童へ安全・安心な学校給食を提供するための更新でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第61号 指定管理者の指定について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第61号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝市議案第 6 1 号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書 4 1 ページでございます。本議案は、本年 8 月に供用開始予定としております須崎市立スケートパークの管理等につきまして、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、東京都八王子市打越町 3 3 1 番地 2 川幡ビル 1 0 2、須崎スケートパーク管理運営パートナーズを指定管理者に指定することにつきまして、同条第 6 項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、供用開始に係る準備期間を含め、令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 2 年 9 か月間といたしております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝反対するものではないんですが、議員勉強会のときにも、指定管理を出す事業者にやっぱり法人化をして、しっかりと社員の福利厚生であったりとか、きっちり対応ができる社会的ルールを届け出した法人化に依頼をするという、行政から管理委託する場合には、個人の団体であったりとか、事業者に出すのはいかがなのかなと。スピード感のこともあろうかと思うので、そこは、条件と言うまでもないんですが、やはり交渉していく余地はあるんじゃないかと思うので、いかがなものか、お伺いをいたしたいと思います。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝今回、指定します須崎スケートパーク管理運営パートナーズにつきましては、NPO 法人日本スケートパーク協会、それから、日本体育施設株式会社、両者のコンソーシアムになっております。両者とも、一応先ほど言われました法人格は持っておりまして、両方の法人から人を派遣していただいて、合同で管理をしていただくという形になっております。職員の福利厚生につきましても、両法人の規約に基づいて実施していただけるものと考えております。以上でございます。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝説明いただきました。その 2 法人で責任の所在、役割分担、当然するんだと思うんですが、いざいろんなことが起きると、経営というのは順調にいつでも生じることがある。やはり負債を抱えるような経営が苦しくなっても問題が生じるのが常であります。なので、資金力がしっかりと明示をされていて、行政が運営をしっかりと担保されるようなものなのかどうかというのは、本来、指定管理を出すときに、我々、判断材料にさせていただく要素になるので、そこをしっかりと明示をしていただいた上で、我々も判断したい。やっぱりそれは上場企業だからって、全部丸のみするわけではありません。民間企業でもしっかりと社員教育もできて、サ

ポートもできる、こういった事業者ということで選定されたのは、背景に持っているんですが、須崎市が行政として運営をされる場合というのは、やはりそこを社会的に、誰が請求しても見える法人格というのは大事な部分ではないのかなということをしるし伝えて、運営のときに責任転嫁を、いやいや、こっちはあつちはってなるのがあり得るので、代表者がしっかりその社員に対してのルールづくりを持った法人格というのはお願いをしたい部分ですので、協議を今後お願いしておきますので、2つの法人格を持ちゅうきということではなくて、それが合同であっても、法人格を有して、誰が責任者であり、代表者であり、社員教育のリーダーを持っているのは誰なんだという明確さをお願いしたいと思います。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

杉山さん。

○杉山委員＝少し似たような観点かもしれないんですけども、今回、このコンソーシアムでの指定管理ということで、日本体育施設株式会社は、スケートパーク協会の会員でもありましたよね。なので、スケートパーク協会を指定管理者としてもいいのかなと考えてしまうんですが、そのコンソーシアムにしたメリットはどのようにお考えなのかと、あと、その逆のデメリットについては、どういうことが考えられるのか、お聞きします。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝コンソーシアムの代表団体であります特定非営利活動法人日本スケートパーク協会は、平成22年に設立されまして、全国のスケートパーク整備や運用支援、イベント運営等を実施しているNPO法人でございまして、本市スケートパークの基本構想の策定や設計、そして、監修等に携わっていただいております。同協会には、各競技の専門指導者等も在籍しておりまして、対象年齢やレベルに応じたスクール事業の企画運営等可能であるとともに、全国のスケートパークの動向にも精通をしておられます。また、コンソーシアム構成団体であります日本体育施設株式会社は、先ほど申しました日本スケートパーク協会の団体会員でございまして、昭和46年設立され、体育施設の計画、設計、施工に加え、各種体育器具の販売や賃貸、施設の管理運営等を主な業務としておりまして、大きいところでは慶應義塾日吉キャンパスの陸上競技場や相模原市小山公園スケートパークなどの施工実績、それから、東京都品川区の天王州公園や中野区の哲学堂公園、それから、品川区八潮北公園スケートパーク、千葉市蘇我スケートパークなどの管理運営を受託しておられます。これら2者による高い専門性と豊富な施設運営経験を有するコンソーシアムを指定することで、アーバンスポーツ文化の発信や競技力向上に加え、効率的かつ円滑な運営、そして、交流人口の拡大など、本市のスケートパークの魅力を活かした施設運営が期待できるものと考えております。デメリットと言われますけど、現在、デメリットは特段考えてはおりません。以上でございま

す。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝ちょっと心配になったのが、管理運営をしているという例を挙げられたところが、随分都会のところだったので、こちらでの運営がどのように、もしかしたら困難もあるのかもしれないなと思いながらお聞きしました。

それで、コンソーシアムについて少し調べたときに、やっぱり複数の団体が入っているので、利益の分配なんかでもめたりもして、考えたくはないですが、どちらが脱退するとか、もしそういったことがあったときに、このスケートパークの運営がどのようになるのかということを中心に心配するんですが、市とこの指定管理者との契約は、その辺りも組み込まれてるんでしょうか。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝市とコンソーシアムは、指定管理の管理運営協定を結ぶこととしておりまして、このNPO法人、日本スケートパーク協会と日本体育施設株式会社は、須崎市立スケートパーク指定管理者共同事業体結成協定書というものを既に結ばれておりまして、この共同事業体の結成の協定書につきましては、契約期間は指定管理期間の満了後、決算及び必要な事務処理が完了するまで存続するという期間になっておりますので、まずは、この指定期間の2年9か月間という形になろうかと思っております。以上です。

○大崎委員長＝よろしいですか。

○杉山委員＝はい。

○大崎委員長＝反対ですか、賛成ですか。

○杉山委員＝反対しません。

○大崎委員長＝反対しませんか。分かりました。

ほかに質疑ありませんかね。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

すみません、暫時の間、休憩したいと思います。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、10分間休憩いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 06 分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第 28 号 ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための意見
書採択のお願い

○大崎委員長＝続きまして、陳情の審査に入ります。

陳情第 28 号ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための意見書採択の
お願いを議題といたします。

陳情文書のほうは皆さん御覧になっておられますので、御意見をお伺い
します。
山本さん。

○山本委員＝この陳情ですけど、議会運営委員会の中で、ちょっとどれぐ
らいの意見
やったかという数が定かでなかったの、どれぐらいの人の意見なのか、議
会として採
択すべきかどうかという判断ができないということで、もう一度確認をお
願い
しますということで返してたと思ってるんですけど、その後、何か何名
からのとか、
分かったものがあつたのか、確認をしたいと思います。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 08 分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

今、事務局から説明がありましたが、まだ集計中ということでの取扱い
をお願い
したいと思います。

じゃあ、ほかにありませんか。

杉山さん。

○杉山委員＝この陳情につきまして、提出者の須崎民主商工会にもお話を
伺いました。
今本当にこの資材等が入ってこなかったり、急激な高騰で業者がもうと
ても大変な
状況に陥っているとお聞きしました。仕事のめどが立たないですとか、
農家の方は、
様々な資材が値上がりをしていて、でも、その価格転嫁できないから、
赤字経営に
なっています。その資材が上がる分の転嫁ができないことで、全く利益
が出ないと

というような状況もあるということでした。お弁当屋さんなんかは、レジ袋が手に入りにくくなっていて、いつまでこの営業が続けられるか、もう見通しが立たないというようなことで、閉店せざるを得ない状況になっている事業者もいらっしゃるということです。これについては、国のほうに、この意見書を上げて、持続化給付金などと同様の直接支援を行うことを求めることについては、賛成したいと、採択をすべきだと思います。これは、添付されていた書類で、高知県の事業者への緊急アンケートですが、7割の方が直接支援が必要であるというふうに答えていて、コロナ禍のような持続化給付金などの支援については、63%の方が必要だというふうにお答えになってますので、これ、ぜひ採択をしたいと思います。

○大崎委員長＝採択の意見が出ております。

ほかに意見はありませんか。

山本さん。

○山本委員＝自分、さっき質問だけして、意見を言いませんでしたけど、まだちょっと出そろってない感があるので、継続したほうがいいのではないかというふうに感じています。

○大崎委員長＝ほかに御意見はありませんか。

松田委員。

○松田委員＝海峡の封鎖の解除ということの文言とかあります。私もこの意見書を頂くときも、アンケートの少数意見からすごく反映された意見書を見させていただいて、この趣旨には全く反対なもんでもないんですが、慎重に審議するような案件が書かれているので、継続とする意見にしたいと思います。

○大崎委員長＝ほか、御意見ないでしょうか。

佐々木さん。

○佐々木委員＝確かに今、通常国会でも議論されてますし、私も一般質問でも述べさせていただきましたが、ここでは、陳情書の中身について、また、先ほど山本委員からデータの根拠等の話もありましたが、文面的には、事業者を主体にした陳情になってますが、これ、国民各層、まさに弱い立場の方たちも物価高で大変苦しんでいる。こういった点もできたら盛り込んでもらいたいなど。それとあと、持続化給付金の制度の中身自体がかなり広範な形の制度ですので、現在、国会等でも議論されて、やはりかなり焦点を定めた制度の中身、今回、3億円超の予算も……。

〔「兆円」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員＝3兆円超の予算も決定されましたが、政府の予備費、中道改革連合等の提案では具体的な予備費ではなくて、政策も提案されましたが、そういった点で、もう少し中身が、資材が入手できない状況を解消するための政策という、物すごい話が抽象的。また、3点目ですが、現在、イランとの合意ができた状況の中にあつて、かなり前へ進んでます。そういった意味で、やはり継続という形で、私は意見

を述べさせていただきたいと思います。

- 大崎委員長＝今、まとめますと、採択と継続という御意見が出ております。あと、不採択のほうがありませんかね。

それでは、順を追っていきますので、まず、継続審査という意見が出ておりますので、陳情第28号について、順次採決していきます。

継続という御意見がありますので、まず、継続審査についての挙手により採決いたします。本陳情を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本陳情は、継続審査とすることに決しました。

以上でこの審議を終了させていただきます。

その他

- 大崎委員長＝以上で当委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。ほかに何かありませんか。

松田さん。

- 松田委員＝副市長等々に、なかなかお会いすることもできないので、今日、ちょっとお時間いただいて、方向性を確認したいなと思ひまして、移住施策についてなんです。一般質問等々でも各議員から御質問があつて、女性活躍推進事業費、あるいは移住施策に対する事業費の中で、今回、女性が移住されてきた方に家賃補助であつたりとかという支援補助がある内容について、まず、そこで、国の補助金、あるいは、県の支出金等々、あるがゆえかもしれませんが、まず、須崎市でシングルマザーが生活している支援を行ってから、こういった事業をスタートするべきではないのか。庁内会議等々でそういったことがあるんで、我々、住んでる須崎市民、まずそこへ支援をするのが重要な施策だと思ひていて、あと、移住してきてくれる人たちって、ここに住んでる女性が、シングルでもすごく豊かに子育てもでき、仕事もきちっとできる須崎市だということが発信できれば、移住者も増えると思ひます。確かに1年で須崎市を離れる方もおられる、いろんな要綱の中で固める必要はあるかもしれませんが、まず、住んでる人たちに支給していただけないのか、この女性活躍推進事業、移住はしてきてからだと思ひます。女性活躍という、そこへの事業費に関して、国、県の支出金が3分の1で、ふるさと納税の基金を活かしたものと合わせての予算を組まれてるんですが、そこ、副市長に少し考え方をお尋ねしたいと思ひます。

○大崎委員長＝副市長。

○梅原副市長＝これまでは、移住定住の施策をずっと展開してきて、何とか人口減少に歯止めをかけようということやってきたわけですが、それでもなかなかやっぱり歯止めはかからない、このような状況の中で、市長としては、何かしら、このままでは駄目だという思いが強い中で、最終的に女性活躍の推進というところへ行き着いたわけですが、この事業のやり方の順番につきましても、非常に議論がありました。松田委員が言われるように、もちろんひとり親に対する支援というのを今以上に、何か市内におられる方からやるのも一つの手だとは思いますが、まずは、とにかく女性に来てもらうというところに特化をしていく。最終的には、10年後には、全ての女性が住みやすい、女性に選ばれるまちになっていきたいということですが、市長の思いとして、まずは、この短い期間の3年間でできるだけ移住者にアプローチをする政策を打って出るんだということの方針をこちらとしては固めましたので、それにそってやらせていただいているということでございます。まだ、今出しているのが2つの事業なんですけども、ほかにも、どんどんどんどんこれから女性活躍のための施策を打っていくつもりですので、その中で、既におられる方への支援も含めて、また予算計上をさせていただいて御承認いただくような機会もあるかもしれませんし、そういうことで今はとにかく外からまず入ってきてもらおうと、その部分に注力をしたいというふうなことでやってます。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝その副市長の今御答えをいただいたところも十分理解するんですけども、まず、須崎市で20年、30年生活をしてきて、子育てをしている女性、あるいは男性でもひとり親で生活している人に、先にやらないで、確かに今の国の指針が都市部からの移住者に対する国庫補助があったりとかする施策は分からんでもないんですけど、今回、児童福祉費を見たら、やっぱり更正減で随分返還をしている項目を見ます。この中で、返還をせざるを得んでもいい、当然、医療応援事業費なんかは病気がなければ返還しないんですけども、自立支援であつたりとか、いろんな形で要綱的に活用できるものに対して、これだけ更正減をするのであれば、ちゃんと先に須崎市民に事業を実施してもらわないと、9月の議会、我々もどれだけの意見が、これ、スタートしたときに反響があるのかというと、須崎市民ないがしろの須崎市なんだよと、随分今、声を聞かされている中で、やっぱり住んでる須崎市民に対しての事業を確立した上で、実施をしていってほしい。これに対して、実施時期をどちらを優先するのか、それは市長の政治判断ということであれば、それは市長がまた政治で判断されるときが来るかもしれませんが、まず、そこで重要視するのをもう少し事業を、こうやって返還するのであれば、補正でもいいので、考えていただけないでしょうか。

○大崎委員長＝副市長。

○梅原副市長＝まず、一つに、この女性活躍をいろいろやるのに、係もつくりまして、先進地にも見に行ってきました。特に豊後高田市なんかも見てきたんですけども、これは、そのときにも話があったんですが、ここも移住者に相当なお金を入れてます。それから、都城なんかは500万円とか入れてます。これは、今おる人との不公平さがあるだろうという話はされますけども、そこの部分も、こちらとしてはもう織り込み済みでやらなきゃいけないという判断をしてますので、そこについては、どっちが先かではなくて、今これをやるべきだ、で、織り込み済みでやらせていただいてますので、御理解いただきたいと思います。

○大崎委員長＝よろしいですか。

松田さん。

○松田委員＝全く市会議員として仕事が十分できてない松田ですので、今後、9月に向けてしっかりと勉強して、市政に対してお願いをする勉強をしていきたいと思えます。

○大崎委員長＝ありませんかね。では、もう終わりますよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝それでは、以上で総務文教委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~

○午前11時22分 散会